

社会福祉法人若竹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人若竹会（以下「法人」という）定款第5条、7条、及び17条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは役員のうち、法人本部を主たる勤務場所とし、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額
- (2) 賞与については別表2に定める額
- (3) 通勤手当については職員給与規程第15条の規定に準ずる額
- (4) 役員が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき旅費（食事料、宿泊料、宿泊日当）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表3に定める額
- (2) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は1回につき2,000円を通勤手当として支給する。

- (3) 非常勤役員が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき旅費（食料、宿泊料、宿泊日当）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は別表4の定めによるものとする。

- 2 当法人の職員で評議員選任・解任委員を兼ねている者は別表3(4)の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬について毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程27条に準じた日とする。
- (2) 賞与・及び勤勉賞与の支給日は次の通りとします。
基準日7月1日・・・支給日7月第一金曜日
基準日12月1日・・・支給日12月15日
支払日が土曜・日曜・祝日の場合は原則として前日に支給します。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法人第五十九条の二第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月23日より実施する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

	報酬の額
理事長	月額 150,000円
常務理事	月額 120,000円
理事	月額 100,000円

別表2 (常勤役員等の賞与)

7月賞与	報酬月額×2カ月
12月賞与	報酬月額×2カ月

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席及び 法人業務のための出勤	3時間以上 20,000円 3時間以下 10,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会への出席及び	3 時間以上 20,000 円
法人業務のための出勤	3 時間以下 10,000 円

(3) 監事

	報酬の額
役員会・監事監査への	3 時間以上 20,000 円
出席及び法人業務のため の出勤	3 時間以下 10,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	報酬の額
評議員選任・解任委員	3 時間以上 20,000 円
会等への出席	3 時間以下 10,000 円
職員と兼務の場合	5,000 円を加算して併給

別表 4 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 50,000 円
常務理事	月額 30,000 円
理事	月額 10,000 円